

## まちの再生・活性化に寄与する文化芸術創造支援助成に関する要綱

平成 24 年 11 月 1 日 市民参画推進局長決定

(趣旨・目的)

第 1 条 この要綱は、文化芸術の力を活かした多様なまちの再生・活性化を図るため、まちの再生・活性化に寄与する文化芸術の創造を主体的に実施している団体が行う事業に要する経費の一部を助成（以下「助成金」という。）することに関し、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(助成対象団体)

第 2 条 助成の対象団体は、以下のとおりとする。

(1) 団体要件

下記の団体類型 A、B のいずれかに該当（①かつ②）する団体とする。

A（法人格を有する団体）

- ① 自ら主体的に文化芸術を創造する法人格を有する団体
- ② 文化芸術創造拠点の所在地が、定款・寄附行為・規約等において神戸市内と規定されていること

B（法人格を有しない任意団体）

- ① 法人格を有しないが、申請時点において、自ら主体的に文化芸術を創造する活動実績を 1 年以上有し、代表者等が神戸市内に文化芸術創造拠点を 1 年以上所有又は賃借している団体で、規約等においても同一の住所を規定していること。
- ② 任意団体の規約等の会員の構成員として、以下(ア)から(ウ)のいずれかの会員が複数いること。
  - (ア) アーティスト、クリエイター、アートマネージャー若しくはアートプロデューサー等
  - (イ) 大学等で活動している学識経験者
  - (ウ) 神戸市内で活動している非営利団体の代表ただし(ア)から(ウ)の会員は、いずれも申請時点において 1 年以上の活動実績があること。

(2) 対象外の団体

営利を追求することを主目的とする団体（※ 1）及び営利企業と密接に関係している団体（※ 2）（ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。）及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係のある団体。

（※ 1） 営利を追求する団体とは、会社法等に基づく団体

（※ 2） 営利企業と密接に関係している団体とは、営利企業と活動拠点の所在地が同一である団体、代表者が営利企業の執行機関の理事等を兼務している団体、営利企業を構成員とする実行委員会等の団体のいずれかであり、かつ助成対象事業内で当該営利企業との金銭の授受等の取引関係がある場合をいう。

(助成対象事業)

第 3 条 市長は、前条の規定による助成対象団体が行う事業のうち、下記事業要件のすべてを満たす事業に対し、予算の範囲内で助成することができる。

(1) 事業要件

- ① 神戸市内で行う事業であること
- ② 団体の単独事業ではなく、市民・地域等との協働の事業であること。
- ③ 対象事業期間は、原則として毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、下半期のみの追加募集をする場合の対象期間は 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- ④ 事業類型(A から E)のいずれかに該当し、まちの再生・活性化の促進に寄与する事業であること。

【事業類型】

- A 滞在型文化芸術活動支援事業（概ね 1 ヶ月以上滞在）
  - B 市民や地域と文化芸術の担い手との交流事業
  - C まちを舞台とした文化芸術イベント
  - D 文化芸術による国際交流事業
  - E トライアル枠
- A～D の事業で、規模は小さいが、来期以降事業の発展が期待できるもの。  
ただし、本助成の採択実績が無い団体に限る。

(2) 対象とならない事業

- ① 学術研究や施策・計画の提案・提言を行うことを目的とした事業
- ② 神戸市の基本計画に反する事業

- ③ 市民と市民又は市民と市の相互理解と信頼が得られない事業
- ④ 営利を主目的とした活動，宗教的活動，政治的活動，法令に違反する活動
- ⑤ 神戸市又は神戸市の外郭団体から他の助成・減免を受けている事業
- ⑥ 慈善事業等への寄付を目的として行われる事業
- ⑦ 特定の企業名等を事業名に付す，いわゆる「名称冠事業」  
(助成金の額)

第4条 市長は，前条の助成対象事業について，その事業費の1/2以内の金額を，下記の事業の類型に応じた額を上限として，助成することができる。ただし，Eトライアル枠には補助率を適用しない。

- A 滞在型文化芸術活動支援事業（概ね1ヶ月以上滞在）・・・1,000千円
- B 市民や地域と文化芸術の担い手との交流事業・・・1,000千円
- C まちを舞台とした文化芸術イベント・・・1,000千円
- D 文化芸術による国際交流事業・・・1,500千円
- E A～D類型のトライアル枠・・・300千円

(1) 助成対象事業の採択については，原則として一団体につき一事業とする。ただし，申請に当たって，異なる類型に該当する場合は2つの申請まで可能とする。（事業類型A～D）

(2) 同一案件による助成は連続5年までとする。ただし翌年度以降の助成の保証はしない。

Eトライアル枠については，連続2年までとするが，その後，A～D類型へ移行することができる。

(申請の手続き)

第5条 助成を受けようとする団体は，助成金交付申請書に必要書類を添付して，申請受付期間に申請するものとする。

(書類選考)

第6条 市長は，前条の団体の申請について書類選考を行い，結果を団体に通知する。

(選考会)

第7条 市長は，助成の採否の参考とするため，申請に関する企画提案を聴取する選考会を開催する。

2 市長は，前条の書類選考により不採択とならなかった団体に対し，選考会での企画提案説明を求めるものとする。ただし，提案説明を求められた団体が選考会を欠席した場合は，不採択とする。

3 選考会は，主管局職員及び民間団体による地域活動の所管局職員で構成する。また，市長は専門的知識を有する選考アドバイザーを委嘱し，意見を聴取することができる。

4 選考アドバイザーは，申請書類及び聴取した企画提案により，事業内容及び次に掲げる事項に関する意見を述べるることができる。

- (1) 適合性
- (2) 先駆性・独自性
- (3) 実現性
- (4) 効果
- (5) 将来性

(助成金交付の決定通知)

第8条 市長は，選考アドバイザーの意見を参考にして，申請について，助成の採否及び助成金の額を決定し，第7条第2項の不採択にならなかった団体に対して文書により通知する。

(助成金の交付)

第9条 前条の文書により交付決定を受けた団体（以下「助成決定団体」という。）は，助成金（概算払）交付請求書を提出するものとする。

2 市長は，助成金（概算払）交付請求書により助成金を支払うことができるものとする。

(事業の変更等)

第10条 助成決定団体は，当該申請の内容に変更がある場合には，あらかじめ報告のうえ計画変更申請書を市長に提出しなければならない。

(助成金実績報告書の提出)

第11条 助成決定団体は，助成事業が終了したときは，助成金実績報告書を事業完了後30日以内又は当該助成対象の交付決定日の属する市の会計年度の終了後30日以内のどちらか早い日までに提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第 12 条 市長は、前条の助成金実績報告書を受理した場合において、これを審査し、当該助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書により、助成決定団体に通知するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、主管局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 24 年 11 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 2 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 8 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成 29 年度予算に係る助成金から適用する。

3 この要綱の施行の際、改正前のまちの再生・活性化に寄与する文化芸術創造支援助成に関する要綱に基づき助成金の交付を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和元年 12 月 16 日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和 2 年度予算に係る助成金から適用する。

3 この要綱の施行の際、改正前のまちの再生・活性化に寄与する文化芸術創造支援助成に関する要綱に基づき助成金の交付を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和 6 年度予算に係る助成金から適用する。

3 この要綱の施行の際、改正前のまちの再生・活性化に寄与する文化芸術創造支援助成に関する要綱に基づき助成金の交付を受けたものについては、なお従前の例による。